

Q2 資源回収の報奨金とは、どのようなものですか？

資源回収団体に対して、資源の回収量に応じて報奨金を交付しています。

資源回収の種類

- ①新聞 ②雑誌 ③ダンボール ④チラシ ⑤牛乳パック
⑥雑紙 ⑦ペットボトル ⑧カン ⑨ビン ⑩繊維類

※限りある資源をリサイクルするために、御協力をお願いします。

※⑥雑紙⑩繊維類については、リサイクルの流通が停止しているため、現在収集を停止しております（令和6年4月1日現在）。再開になりましたら、行政委員回覧等で周知いたしますので、ご協力をお願いします。

【問合せ先】

廃棄物対策課
内線 356

Q3 鹿嶋市環境サポーターは、どのようなことをするのですか？

地区内の不法投棄の監視を行い、不法投棄場所を特定し、関係機関に報告します。あくまでも監視が目的で、当事者とのやりとりはありません。

※各地区5名程度を募集しています。

【問合せ先】

廃棄物対策課
内線 356

Q4 区・自治会の清掃で出たごみは、どのように処分すればよいのですか？

区・自治会内の清掃（年3回の市内一斉清掃とは別）で出たごみは、ごみステーションには出せませんのでご注意ください。各区・自治会で直接衛生センター、広域鹿嶋 RDF センター（7月からは鹿嶋市立衛生センターの隣に整備される 平井2264番地内「鹿嶋可燃ごみ中継センター」）へ搬入をお願いします。また、搬入の料金を減免とするためには、事前に廃棄物対策課へ御連絡ください。

また、区・自治会内の清掃では、宅内の木枝や生活ごみは收拾せず、道路等公益的な施設のごみを收拾してください。また、燃えるごみ、燃えないごみ、ビン、カンに分別してください。

なお、清掃活動を行う際には、参加者の皆様に、市の注意事項などを十分御説明ください。

【問合せ先】

廃棄物対策課

内線 356

Q5 近所で家庭ごみを燃やし迷惑しているとのことで、区長のわたしのところへ相談がありました。どのようにしたらよいでしょうか？

野焼きについて

平成13年4月1日から、家庭から出るごみを含め、野外焼却（野焼き）が禁止となりました。

家庭ごみは、原則として市のごみ収集の日に出すように話してください。

※休日、夜間、早朝等で、緊急を要する場合の相談については、鹿嶋警察署へご連絡ください。

【問合せ先】

廃棄物対策課

内線 356

Q 6 道路に樹木の枝がはみ出して、通行の邪魔になります。どうすればよいでしょうか？

私有地から道路上に枝や葉が出ていると、それに起因し事故が起こることもあり、大変危険です。また、樹木の所有者の責任が問われることがあります。しかし、このような時でも、勝手に枝や葉を切ることはできません。

道路上に枝や葉が出ている時は、直接、所有者に話していただくか、市にご連絡ください。市では、所有者に対し、剪定を依頼します。

【問合せ先】

施設管理課

内線 422・423